

平成30年度から 介護支援専門員 更新研修及び再研修^{※1} の申込方法が 変わりました!

※1 証の有効期間が切れている方は、再研修の受講対象となります。

介護支援専門員の 資格管理について

介護支援専門員証



登録番号 46××××××××
氏名 鹿児島 花子
生年月日 昭和××年××月××日
交付年月日 平成××年××月××日
有効期間満了日 平成××年××月××日

注意!!
有効期間満了日
を確認!!

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。
鹿児島県知事

更新手続きのご案内は届きません!!

(注)平成29年度の案内をもって、更新手続き案内は終了しました

各自で、資格の自己管理をお願いいたします。

- 有効期間満了日を確認(更新研修受講年度を確認)
- 県ホームページで、更新研修のフローチャート等により受講すべき研修を確認
- 研修のスケジュール等を確認の上、研修実施機関へ研修受講の申込み
(※ 原則、証の有効期間満了日が属する年度の前年度に更新研修を受講すること)

《これからの申込方法》

受講申込み手続きが簡素化されます!!

申込み前にすること

- ▶ 県HPで各研修のスケジュール等を確認
- ▶ 研修実施機関HPに掲載されている各研修の開催要領をダウンロード
(※研修ごとに掲載時期は異なります)

「受講意向届出票」
を提出(FAX)
~~＜仮申込み＞~~

(①仮申込み者に対して)
~~研修実施機関より
開催案内を発送~~

① 受講申込み
~~＜本申込み＞~~ ③

② ④ 受講決定

更新研修及び再研修受講希望者

研修実施機関



これまで、＜仮申込み＞と＜本申込み＞の二重の申込方法を採用していましたが、受講希望者の手続きを簡素化することを目的に、「受講意向届出票」による＜仮申込み＞を廃止いたしました。

平成30年度の更新研修及び再研修から、＜本申込み＞のみとなりましたので、県ホームページで各研修のスケジュールを確認の上、各研修実施機関のホームページで研修の開催要領をダウンロードし、必ず期限内に申込みを行ってください。

●介護支援専門員研修に係るスケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
法定研修			← 専門Ⅰ →		← 専門Ⅱ →					← 実務 →		
			← 更新・再 →						← 主任 →			
								← 主任更新 →				
※2 県ホームページ掲載						★	来年度の各研修に関する情報を随時掲載					

※2 各自、証の有効期間満了日が属する年度の前々年度末までに、必ず県ホームページにて各研修のスケジュール等をご確認ください。

研修実施機関 {
 介護支援専門員協議会
 県社会福祉協議会

「証」の更新手続きを行わないと資格が失効します。

- 研修受講者は、各自、介護支援専門員証の有効期間が切れる前に更新申請手続きを終えるよう、研修の受講要件や申込み時期(期限)を確認の上、更新研修を受講してください！
- 研修申込み期限を過ぎての申込みは原則受付できません。
- 更新を行わず、証を失効された方は、介護支援専門員としての登録はそのままですが、失効期間中は介護支援専門員としての業務を行うことができませんのでご注意ください。

※「介護支援専門員証」の失効期間中に介護支援専門員の業務を行った場合は、介護保険法第69条の39第3項第3号の介護支援専門員の登録削除に該当し、その後5年間は、介護支援専門員として登録できませんので、ご注意ください。

- 証を失効後、再度介護支援専門員としての業務を行うためには、定められた研修を修了し、新たに「介護支援専門員証」の交付を受ける必要があります。
- 管理者は、施設等の人員配置基準等を考え、職員が計画的に更新研修を受講できるように調整ください。